

外国為替証拠金取引約款

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 本約款において「資産評価額」とは、預託金残高と未決済建玉に係る損益評価額の合計額から出金依頼額を差し引いて算出したものをいいます。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(リスク及び自己責任の確認)</p> <p>第3条 お客様は、外国為替証拠金取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」及び電磁的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。</p> <p>①～④</p> <p>⑤ 本取引には、損失を抑制する目的でロスカット・ルールを設定していますが(第13条参照)、市況環境によっては、このルールに基づくロスカット注文が執行されても多大な損失が生じるリスクがあり、預託金残高を上回る損失が発生するおそれがあること</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 本約款において「資産評価額」(又は「円時価評価額」)とは、預託金残高と未決済建玉に係る損益評価額の合計額から出金依頼額を差し引いて算出したものをいいます。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(リスク及び自己責任の確認)</p> <p>第3条 お客様は、外国為替証拠金取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」及び電磁的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。</p> <p>①～④</p> <p>⑤ 本取引には、損失を抑制する目的でロスカット・ルールを設定していますが(第14条参照)、市況環境によっては、このルールに基づくロスカット注文が執行されても多大な損失が生じるリスクがあり、預託金残高を上回る損失が発生するおそれがあること</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>2 (略)</p>

第4条～第12条 (略)

(削除)

(ロスカットルール)

第13条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、当社が、事前の通知をすることなく、別途定める方法によってお客様の計算において、未決済建玉の全部、又は一部を反対売買により処理することができるものとします。

- ① (略)
 - ② 第20条に掲げる事項のいずれかに該当した場合
 - ③ (略)
- 2 (略)

第14条～第16条 (略)

(取引の結了)

第17条 お客様は、本取引に係る未決済建玉につき、当社の定める方法によって当社の定める時間内において任意にこれを決済することができるものとします。

2 当社は、お客様が第13条、第14条、第20条又は第31条に該当する事態が生じた場合、お客様の計算において未決済建玉を反対売買により処理するものいたします。

第18条～第24条 (略)

(報告)

第25条 お客様は、お客様について第20条第1項各号又は第2項各号のいずれ

第4条～第12条 (略)

第13条

(ロスカットルール)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、当社が、事前の通知をすることなく、別途定める方法によってお客様の計算において、未決済建玉の全部、又は一部を反対売買により処理することができるものとします。

- ① (略)
 - ② 第21条に掲げる事項のいずれかに該当した場合
 - ③ (略)
- 2 (略)

第15条～第17条 (略)

(取引の結了)

第18条 お客様は、本取引に係る未決済建玉につき、当社の定める方法によって当社の定める時間内において任意にこれを決済することができるものとします。

2 当社は、お客様が第14条、第15条、第21条又は第32条に該当する事態が生じた場合、お客様の計算において未決済建玉を反対売買により処理するものいたします。

第19条～第25条 (略)

(報告)

第26条 お客様は、お客様について第21条第1項各号又は第2項各号のいずれ

かの事由が生じたときは、当社に対し直ちに書面又は電磁的方法をもってその旨を報告するものとします。

第 26 条～第 30 条 (略)

(解約)

第 31 条 当社は、次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

①～④ (略)

⑤ お客様が第 20 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合

⑥ (略)

(免責事項)

第 32 条 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。

①～⑧ (略)

⑨ 当社が、第 17 条第 2 項の規定に従い反対売買を行なったことにより生じた損害

第 33 条～第 36 条

(2022 年 2 月施行)

かの事由が生じたときは、当社に対し直ちに書面又は電磁的方法をもってその旨を報告するものとします。

第 27 条～第 31 条 (略)

(解約)

第 32 条 当社は、次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

①～④ (略)

⑤ お客様が第 21 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合

⑥ (略)

(免責事項)

第 33 条 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。

①～⑧ (略)

⑨ 当社が、第 18 条第 2 項の規定に従い反対売買を行なったことにより生じた損害

第 34 条～第 37 条

(2021 年 9 月施行)